

産業建設委員会会議録

日時 令和3年9月24日（金曜日）
午前10時開会 午前10時30分閉会
場所 第1委員会室

日程

- 1 開会
 - 2 委員長挨拶
 - 3 協議・説明事項
 - (1) 令和3年第3回定例会において付託された議案の審査について
 - ①議案第48号 土浦市と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正について
 - ②議案第50号 土浦市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部改正について
 - ③議案第57号 市道の路線の認定について
 - 4 報告事項
 - (1) 入札案件について
 - (2) 工事発注状況報告について
 - 5 閉会
-

出席委員（8名）

委員長 平石勝司
副委員長 柏村忠志
委員 内田卓男
委員 寺内充
委員 矢口清
委員 柳澤明
委員 小坂博
委員 勝田達也

説明のため出席した者（12名）

副市長	栗原 正夫	産業経済部長	佐藤 亨
都市政策部長	船沢 一郎	建設部長	岡田 美徳

商工観光課長	羽成 信明	農林水産課長	黒須 清一
都市計画課長	飯泉 貴史	都市整備課長	平井 康裕
道路管理課長	櫻井 良哉	道路建設課長	草間 正志
住宅営繕課長	大貫 三千男	水道課長	和田 利昭

傍聴者 0名

事務局職員出席者 松本 裕司

○平石委員長 ただ今から産業建設委員会を開催いたします。議案第48号土浦市と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正について、執行部から説明願います。

○羽成商工観光課長 議案第48号土浦市と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正について説明いたします。本条例は、本市の中小企業向け金融制度の損失補償金につきまして、二重債務問題への対応や、中小企業等の事業再生を図る観点から、市が信用保証協会から回収納付金を受け取る権利を放棄する旨を規定しているものですが、条例の本文中に引用しています法律、産業競争力強化法が改正されたことに伴い、引用条番号が変更となる部分等について、改正が必要となったものです。9ページが、改正条例文となっています。改正内容につきましては、第3条文中の条ずれの修正と文言修正です。

○平石委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

（「なし」との声あり）

○平石委員長 では、お諮りします。議案第48号土浦市と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○平石委員長 御異議なしと認め、原案どおり決することといたします。つづいて、議案第50号土浦市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部改正について、執行部から説明願います。

○飯泉都市計画課長 つづきまして、議案第50号土浦市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、説明をさせていただきます。ただ今、お開きをいただいております、サイドブックスの議案書の13ページをお願いいたします。この度の

条例改正につきましては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー新法の改正に伴う省令の改正に基づき、市の条例の一部改正を行うものでございます。14ページをお願いいたします。主な改正の概要につきましては、大きく2つございまして、1つ目といたしましては、本文の1行目にありますとおり、道路に設ける歩道に関しまして、自転車歩行者専用道路等の構造基準を追加するものでございます。具体的には、自転車歩行者専用道路の幅員は4メートル以上とするなどの基準を加えるものでございます。2つ目といたしまして、5行目にございます第6章を追加いたしまして、旅客特定車両停留施設の構造基準を追加するものでございます。この旅客特定車両停留施設につきましては、東京の新宿に整備されておりますバスタ新宿のような、旅客車両専用のターミナルを整備する際のバリアフリーに関する構造基準を追加するものでございまして、通路には、車いすに支障となる段差を設けないこと、などを記載するものでございます。また、併せまして、条ずれや文言整理等を行うものとなっております。説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

○平石委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

(「なし」との声あり)

○平石委員長 では、お諮りします。議案第50号土浦市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部改正については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○平石委員長 御異議なしと認め、原案どおり決することといたします。つづいて、議案第57号市道の路線の認定について、執行部から説明願います。

○浅岡道路管理課長 道路管理課でございます。恐れ入ります。議案書の55ページをお願いいたします。市道の路線の認定につきまして、御説明いたします。56ページをお願いいたします。市道の認定につきましては、右叅138号線荒川沖東一丁目9号線の2路線でございます。市道認定路線の概要でございますが、いずれも、開発行為により新設された道路でありまして、道路側溝が敷設され、舗装も完了しております。はじめに、右叅138号線は、右叅小学校の南側に位置します右叅地内におきまして、株式会社グローバルホームによります開発面積約2,350平方メートル、8区画の宅地分譲予定地内に、幅員6メートルから10メートル、延長71.59メートルの市

道を認定するものでございます。つづきまして、58ページをお願いします。荒川沖東一丁目9号線は、荒川沖駅の北東側に位置します荒川沖東一丁目地内におきまして、株式会社アーネストワンによります開発面積約1,560平方メートル、6区画の宅地分譲予定地内に、幅員6メートルから9メートル、延長73.01メートルの市道を認定するものでございます。以上の2路線の市道認定につきまして、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

(「なし」との声あり)

○平石委員長 では、お諮りします。議案第57号市道の路線の認定について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○平石委員長 御異議なしと認め、原案どおり決することといたします。以上で、当委員会に付託された議案の審査については終了いたしました。つぎに、報告事項です。(1)入札案件について執行部から順次、説明をお願いします。

○飯泉都市計画課長 都市計画課でございます。入札案件につきまして、説明をさせていただきます。サイドブックスの産業建設委員会の令和3年の9月24日の資料1の入札案件についてをお願いします。それでは、表紙をおめくりいただきまして、2ページの委託件名矢羽根等路面標示配置計画設計業務委託につきまして、説明をさせていただきます。本事業につきましては、令和元年度に策定いたしました土浦市自転車のまちづくり構想の中で位置付けております自転車ネットワーク計画に基づき実施するものであります。内容といたしましては、安心・安全な自転車通行の環境整備の一環といたしまして、JRの最寄駅から高校までの路線に、自転車通行用の矢羽根を整備するための設計業務となっております。説明は、以上となります。よろしくお願いいたします。

○平井都市整備課長 都市整備課で報告させていただく入札案件の1つ目は、9月30日執行の一般競争入札案件で、工事件名、霞ヶ浦総合公園ローラー滑り台撤去・設置工事でございます。内容ですが、令和2年度第16回補正において霞ヶ浦総合公園関係の新型コロナウイルス感染症対策事業として、補正をお願いしました霞ヶ浦総合公園内のローラー滑り台の改修工事

でございます。経年劣化の著しいことから、位置図に記載した箇所に設置済の既存の滑り台を撤去し、新たに同規模のローラー滑り台の設置を行うものでございます。2つ目は、9月30日執行の一般競争入札案件で、工事件名は、小野生活環境保全林木道改修工事でございます。内容ですが、先ほどのローラー滑り台同様に、令和2年度第16回補正において、新型コロナウイルス感染症対策事業として、補正をお願いしました小野生活環境保全林散策路改修工事でございます。位置図に記載のとおり、小町の館から、朝日展望公園に至るハイキングコースの一部にある木道77.2メートルについて、木道の敷板、手すりの劣化がみられることから、木道の改修により散策路の安全を確保するものでございます。9月30日執行の一般競争入札案件で、工事件名、亀城公園トイレ改修工事でございます。新型コロナウイルス感染症対策事業として、補正をお願いしました改修工事分で、位置図に記載のとおり、亀城公園トイレの洋式化及び手洗い場の自動水栓への交換改修等に併せて、外壁の改修、内装のリフォームとして、小便器の改修や、漆喰の補修、床タイルの張替、さらには、トイレ内のLED照明の増設及び2か所の手洗い用の、水道水栓の改修工事でございます。位置図右上の、機械設備工事等の内訳は、亀城公園トイレの、既存設備の内訳ですが、改修工事により、和式は全て洋式として4か所から6か所に増設となり、スペースの関係から男子の小便器数を2基に変更するものです。私からの説明は以上でございます。

○草間道路建設課長 道路建設課でございます。道路建設課の入札案件につきましては、3件でございます。サイドブックスの6ページをお願いいたします。市道新治北565号線基礎調査委託でございます。委託の場所につきましては、本郷地内弁天池の南側に位置する集落内の生活道路でございます。委託の概要としましては、延長200メートルの区間におきまして、現況幅員約3.6メートルの道路を、計画幅員5.0メートルに拡幅改良するための、測量調査でございます。つづきまして、次のページをお願いいたします。市道上高津26号線基礎調査及び実施設計委託でございます。委託の場所につきましては、上高津貝塚ふるさと歴史の広場の北東側に位置する上高津地内の生活道路でございます。つづきまして、次のページ、サイドブックスの8ページをお願いいたします。常磐線3号橋架替に係る作業ヤード造成工事でございます。工事の場所につきましては、土浦拘留支所の東側に隣接する富士崎二丁目地内でございます。工事の概要としましては、面積5,560平方メートルにおきまして、主として盛土造成や、砕石による敷均し及び締

固めを行うもので、二番橋架替の際の作業ヤードとして利用するため、今回整備をするものでございます。道路建設課の案件につきましては、以上でございます。

○大貫住宅営繕課長 中高津住宅1号棟屋上防水改修工事でございます。こちらは、公営住宅等長寿命化計画に基づきまして、年次的に工事を実施しているもので、約730平方メートルの全面工事となります。9月30日執行予定の一般競争入札により、進めてまいりまして、来年2月末までの実施予定でございます。

○和田水道課長 水道課でございます。同じく、サイドブックの10ページをお願いします。中村南三丁目地内外実施設計（更新）業務委託でございます。この委託は、右廻配水場から西根地区及び乙戸方面への給水に係る配水管の更新工事に伴いました実施設計の委託でございます。委託内容につきましては、口径100ミリの枝線の切替え及び本線350ミリの布設替えに先立ち、240メートル区間の実施設計を委託するものでございます。つづきまして、11ページをお願いします。乙戸地内外実施設計（更新）業務委託でございます。この委託につきましても、右廻配水場から乙戸方面への給水に係る配水管の更新工事に先立ちました実施設計の委託でございます。委託内容につきましては、口径75ミリの枝線の切替え及び本線350ミリの布設替えに係る430メートル区間の実施設計を委託するものでございます。水道課は、以上2件でございます。よろしくをお願いします。

○平石委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

○内田委員 この地盤整備は、民有地だよ。それをどういう関係でやるのか、聞きたい。

○草間道路建設課長 委員のおっしゃるとおり個人所有の土地でございます。この場所からしかクレーン車の二番橋への据付けができませんので、この部分を借地して、架替え、撤去を行いまして、全ての工事が終わった段階で、きれいに撤去して地主さんにお返しする内容でございます。

○内田委員 耕作放棄地だよな。

○草間道路建設課長 おっしゃるとおりで、草が伸び放題になっているような状況です。

○内田委員 これは、調整区域だっけ。

○草間道路建設課長 市街化区域でございます。

○内田委員 市街化区域だね。これは副市長，この件については，ついでに将来ここを，いいチャンスなんじゃないかな。せつかく地盤整備したりするんで，考えてみてもいいんじゃないだろうか。

○柏村副委員長 この場所は私も，所有者も知っていて，いつでも手放したいんだけど，市が買う予定はないというお話をされていましてね。

○内田委員 市街化区域なんだし，市が民間誘導してやったらいいんじゃないかという意見です。ここの広さはどのくらいか。

○草間道路建設課長 5，560平方メートルでございます。

○内田委員 けっこう大きな開発になるわな。はい，結構です。

○平石委員長 では，つづきまして，(2) 工事発注状況報告については，各自，資料を御覧いただきますようお願いいたします。そのほか，執行部からありますか。

○飯泉都市計画課長 都市計画課でございます。令和3年度土浦市一般会計補正予算(第8回)(案)について，説明をさせていただきます。こちらにつきましては，本定例会の最終日となります9月30日に追加議案として提出を予定しております案件となるものでございます。表紙をおめぐりいただきまして，2ページをお願いいたします。7款土木費4項都市計画費1目都市計画総務費，事業名といたしましては，地域交通関連事業者等運行継続緊急支援事業でございます。事業の概要でございますが，新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴いまして，市民生活に大きな影響を与える中，市民の皆さんの重要な移動手段である公共交通等の運行継続に努めている事業者に対しまして，支援金を支給するものでございます。金額につきましては，2,075万5,000円の増額補正をお願いするものとなっております。事業内容について，説明をさせていただきます。国におきましては，新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の特別枠といたしまして，事業者支援分の追加交付がございましたので，こちらを活用いたしまして，地域交通関連事業者へ昨年度に続き，運行継続支援の補助金を支給するものでございます。対象となる事業者につきましては，(1)の①といたしまして，乗合バス，いわゆる路線バスでございます。そして，貸切バス，タクシー，②といたしまして乗合タクシー，③運転代行業でございます。(2)補助金額といたしましては，それぞれ，保有台数に応じて支給するものであり，昨年度と同程度の補助額を支給するものでございます。4ページにつきましては，臨時交付金における事業者支援分の追加交付の取扱いに関します国からの通

知文となっております。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○平井都市整備課長 都市整備課でございます。その他の報告案件として、サイドブックス資料の第1回グリーンフェスタつちうらについてをお願いいたします。8月の事前委員会の際に、報告をさせていただいた案件でございます。毎年10月の都市緑化月間に併せて、緑化イベントを開催しておりますが、新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、体験・参加型のイベントについては、中止とさせていただいたところですが、あらためて、代替事業について、協賛団体の土浦市造園協力会、ラベンダークラブとも協議をさせていただき、代替の啓発事業がまとまりましたので、御報告をさせていただきます。1番の緑化推進の啓発期間は、都市緑化月間である10月の1か月間として緑化推進事業は、4番に記載のとおり大きく3つの啓発事業を実施してまいります。1つ目が都市空間の植え込みの設置でございます。このコロナ禍の中、花や緑を愛で心にやすらぎを感じてもらい、緑化に関心を持っていただけるよう、10月18日から10月31日までの期間にて、土浦駅西口、スカイリング下のペデストリアンデッキに草花の植込みを設置したいと考えております。また、併せて、植え込み場所に全国の統一テーマを基に作成したのぼり旗の設置を考えております。2ページをお願いします。植込みの設置場所及び啓発用のぼり旗のイメージを添付させていただきました。再度、1ページにお戻り願います。大きな4番の(3)ですが、緑化推進のPR事業として、市のホームページを活用し、ラベンダークラブ様の協力をいただき、家庭にある身近な材料を使った花のアレンジ手法の紹介や、土浦造園協力会様から提供をいただいた緑の大切さを伝える啓発記事を掲載したいと考えております。説明は、以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

(「なし」との声あり)

○平石委員長 お疲れ様でございました。以上で、産業建設委員会を閉会します。